

帯広市ごみステーションの設置及び清潔保持に関する要綱

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 ごみステーションの設置等に係る基準（第5条・第6条）

第3章 共同住宅に係るごみステーションの設置及び管理（第7条—第14条）

第4章 共同住宅敷地内ごみステーション設置基準（第15条—第18条）

第5章 雑則（第19条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、帯広市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成6年条例第18号。以下「条例」という。）第2条に規定する家庭系廃棄物（以下「家庭ごみ」という。）の排出方法、ごみステーションの設置及び清潔保持に関する必要な事項を定め、円滑なごみ収集作業を確保するとともに、良好な居住環境の確保を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ごみステーション ごみ収集日において、ごみを一時的に集積する場所をいう。
- (2) ごみ保管場所 ごみ収集日までの間、建築物内又は建築物の外にごみを保管する場所をいう。
- (3) 共同住宅 共同住宅、寄宿舍、下宿又は長屋の用に供する建築物をいう。
- (4) 共同住宅の建築主 共同住宅を建設しようとする者をいう。
- (5) 共同住宅の所有者等 共同住宅の所有者又は共同住宅の管理について権限を有する者をいう。
- (6) 道路 道路法（昭和27年法律第180号）に規定する道路、道路運送法（昭和26年法律第183号）に規定する自動車道及び一般交通の用に供するその他の場所をいう。
- (7) 通路 建物敷地内の人や車の通り道をいう。

（市の責務）

第3条 市は、効率的かつ安全、衛生的にごみの収集をしなければならない。

- 2 市は、ごみステーションの清潔保持のため効果的な施策を講じるとともに、利用する市民、町内会及び共同住宅の所有者等と協力し清潔保持を推進しなければならない。
- 3 市は、家庭ごみの適正処理を促進するため、条例第12条第1項及び帯広市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（平成6年規則38号）第9条に定める方法並びに条例第8条第1項に基づく帯広市一般廃棄物処理計画に定めるごみの種別ごとの分別により排出するよう市民に周知、啓発に努めるものとする。
- 4 市は、前項に規定するごみの排出が適正に行われていないときは、排出者を特定するための調査を行い、排出者が判明した場合、当該排出者に対して正しい排出方法やごみ出しマナーを遵守するよう指導するものとする。

（ごみステーションの管理等）

第4条 市民は、前条第3項の規定により告知された排出方法により、家庭ごみを適正に排出しなければならない。

ならない。

- 2 市民は、ごみステーションの清潔保持のための市の施策に協力しなければならない。
- 3 市民は、ごみステーションの清潔保持のため、次に掲げる方法により、ごみステーションを管理するものとする。
 - (1) ネット、カラスよけサークル等の管理器材を有効に活用し、ごみの飛散防止に努めること。
 - (2) 管理器材の整理、ごみステーションの清掃及び除雪については、利用者が協力して行うこと。
- 4 市民は、自ら管理するごみステーションにごみを排出するものとする。

第2章 ごみステーションの設置等に係る基準

(事前協議)

第5条 ごみステーションを設置し、又は設置場所を変更しようとするときは、次条に定める基準に適合することをあらかじめ市に確認した上で、利用する町内会及び市民が協議をして設置場所を決めるものとする。ただし、共同住宅の敷地内に設置する場合は、第4章の規定に従い設置しなければならない。

(設置場所等についての基準)

第6条 ごみステーションの設置場所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 次のアからエまでのいずれにも該当しない道路に面した歩道上、道路側端又は私有地であること。
 - ア ごみ収集車が通行できない道路
 - イ 見通しの悪いカーブした道路
 - ウ 急勾配の道路
 - エ ごみ収集車が回転又は方向転換ができない袋路状道路
 - (2) ごみ収集車が、道路交通法（昭和35年法律第105号）に抵触することなく停車して安全に収集作業を行えること。
 - (3) 円滑に収集作業を行うため、ごみステーションとごみ収集車停車位置の間に収集作業の障害となるものがないこと。
 - (4) 歩道上又は道路側端上に、ごみステーションに付帯する固定式の設備を設置していないこと。
 - (5) 設置箇所数は、収集路線の概ね30メートルから50メートルに1箇所とすること。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、共同住宅にごみステーションを設置する場合は、第3章及び第4章の規定に従い設置しなければならない。

第3章 共同住宅に係るごみステーションの設置及び管理

(対象とする共同住宅)

第7条 この章及び第4章の規定は、住戸を4戸以上有する共同住宅に適用する。ただし、次条、第9条及び第11条の規定は、全ての共同住宅に適用する。

(共同住宅所有者等の責務)

第8条 共同住宅の所有者等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ごみの分別区分、排出日時、排出場所、排出方法及び条例第12条第4項に規定する廃棄物の保管場所を設置しているときはごみ保管場所等を居住者に周知するとともに、違反する居住者に対して指導すること。
- (2) ごみステーション及びその周辺の清潔を保持するため、次の措置を講ずること。
 - ア 指定ごみ袋以外の袋を使用しているときは、指定ごみ袋に入れ替えること。

イ 第3条第3項に定めるごみの分別がなされていないときは、分別し直すこと。

ウ 決められた収集日以外に排出されたときは、排出者に次の収集日に排出するよう要請すること。

この場合において、排出者が確認できないときは、次の収集日まで当該ごみを保管し処理すること。

エ 排出禁止物と認められるときは、適正に処理すること。

オ 引越しごみ等が適切な方法によらずに排出されているときは、適正に処理すること。

2 共同住宅の所有者等は、ごみステーションを利用する者と協力して、次に掲げる事項を行うものとする。

(1) ごみステーション及びその周辺を清潔に保つこと。

(2) ごみステーション周辺の除雪を行い、円滑に収集作業を行うことができるようにすること。

3 市長は、前項各号に規定する管理が適正になされていないと認められるときは、所有者、管理責任者及び入居者に対し、適正な措置を講ずるよう求めるものとする。

(あっせん、仲介業者の責務)

第9条 共同住宅の賃貸等に関するあっせん又は仲介業を営む者は、入居時にごみの分別区分、排出日時、排出場所及び排出方法等を入居者に周知しなければならない。

(新築共同住宅に係るごみステーションの設置)

第10条 共同住宅の建築主は、当該共同住宅の敷地内にごみステーションを設置しなければならない。

2 前項に定めるごみステーションを設置するときは、第15条及び第17条の基準に従わなければならない。

(既存共同住宅等に係るごみステーションの設置)

第11条 この要綱の施行日前に建築した共同住宅及び住戸が4戸未満の共同住宅の所有者等は、当該共同住宅の入居者が近隣住民とごみステーションを共用する上で、良好な関係を保持するよう努めなければならない。

2 前項の共同住宅の所有者等は、当該共同住宅の入居者によるごみの排出が適正に行われなかったことが継続するなどにより、近隣住民とごみステーションを共用する上で、良好な関係を保持できなくなったと市長が認めるときは、入居者専用のごみステーションを設置しなければならない。

3 前項の場合におけるごみステーションの設置は、当該共同住宅の敷地内とする。ただし、敷地の状態等により敷地内に設置できないと市長が認める場合は、当該共同住宅の敷地周辺に設置するものとする。

4 ごみステーションを敷地内に設置するときは、第15条から第17条までに定める基準に従い、敷地周辺に設置するときは第5条及び第6条に定める基準に従わなければならない。

5 第2項及び第3項の規定により、住戸が4戸未満の共同住宅の所有者等がごみステーションを敷地内に設置するときは、第12条から第14条まで及び第18条の規定を適用する。

(近隣住民への説明)

第12条 共同住宅の建築主又は共同住宅の所有者等は、当該共同住宅の敷地内又は敷地周辺にごみステーションを設置するときは、ごみステーションの場所及び設備等について近隣住民等に説明しなければならない。

2 前項に定める事項は、次条に定める事前協議の前に行わなければならない。

(事前協議、ごみ処理及びごみステーション設置計画書)

第13条 共同住宅の建築主は、建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく建築確認申請の前に、ごみステーションの位置等について市長と協議しなければならない。

- 2 共同住宅の所有者等は、当該共同住宅の敷地内にごみステーションを設置する又は当該共同住宅の敷地周辺にごみステーションの位置を決める場合には、市長と協議しなければならない。
- 3 第1項の協議を行おうとする者は、共同住宅ごみステーション設置計画書（新築）（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図

- (2) 配置図（敷地平面図に建築物及びごみステーション位置を記載したもの）

- 4 第2項の協議を行おうとする者は、共同住宅ごみステーション設置計画書（既存）（様式第2号）に、前項各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（ごみ収集の申込み）

第14条 共同住宅の建築主又は共同住宅の所有者等は、ごみ収集を開始する2週間前までに、共同住宅ごみ収集申込書兼管理責任者等通知書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申込みを受理したときは、前条に定める計画書の記載内容について現地調査を行った上で、ごみ収集を開始するものとする。

- 3 共同住宅の所有者等は、第1項の規定により通知した管理責任者等に変更があったときは、その旨をごみステーション管理者等変更通知書（様式第4号）により、市長に通知しなければならない。

第4章 共同住宅敷地内ごみステーション設置基準

（基本事項）

第15条 共同住宅の敷地内に設置するごみステーション（以下「共同住宅敷地内ごみステーション」という。）を設置するときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 設置予定地について、市長と事前協議を行うこと。

- (2) 共同住宅敷地内ごみステーションの数は、原則として1棟につき1ヶ所とすること。ただし、隣接する敷地に共同住宅がある場合、所有者が同一であるとき又は所有者間の合意があるときは、いずれかの敷地内に1箇所とすることができる。

- (3) 入居戸数に応じた必要十分な容積のものを設置すること。

- (4) ごみステーション以外の用途と併用しないこと。

（設置場所についての基準）

第16条 共同住宅敷地内ごみステーションの設置場所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) ごみ収集車が、敷地内に進入せずに収集することができる道路に接する場所であること。

- (2) ごみ収集車が、道路交通法に抵触することなく停車して安全に収集作業を行える場所であること。

- (3) 道路に接する敷地のうち、次のアからウまでに接する場所があるときは、これを除く場所であること。

ア 見通しの悪いカーブした道路

イ 急勾配の道路

ウ ごみ収集車が回転又は方向転換する場所がない袋路状道路

- (4) 円滑に収集作業を行うため、ごみステーションとごみ収集車停車位置の間に収集作業の障害となるものがないこと。

（ごみステーションの構造）

第17条 共同住宅の建築主又は共同住宅の所有者等は、共同住宅敷地内ごみステーションについて、次

に掲げる構造になるように努めなければならない。

- (1) 囲い等を設けるなど、ごみの飛散防止措置を講ずること。
- (2) 安全に収集作業を行うことができる構造及び形状とすること。
- (3) 雨水又は汚水が溜まらない構造とすること。
- (4) 囲い等は、腐食しない材質で造成すること。
- (5) 扉を設ける場合は、開口時に敷地外にはみ出ず、収集作業に支障がない構造の扉とし、ごみ収集日の朝から収集が終わるまでの間は、施錠しないこと。

(敷地内収集の場合の手続き及び設置基準)

第 18 条 第 16 条第 1 号の規定にかかわらず、ごみ収集車が共同住宅の敷地内に進入して実施するごみ収集（以下「敷地内収集」という。）を行う場合には、共同住宅の建築主又は共同住宅の所有者等は、共同住宅敷地内収集申請書（様式第 5 号）に収集場所の見取図を添付し、市長に提出しなければならない。

2 敷地内収集を行う場所は、次の要件を満たさなければならない。

- (1) ごみ収集車が前進で敷地内に進入できること。
- (2) 出入口からごみステーションまでの道路又は通路が幅員 6 メートル以上であること。
- (3) ごみステーションが敷地内の道路又は通路以外の場所に設置されていること。
- (4) 敷地内の道路又は通路が、ごみ収集車が安全に転回又は通り抜けできる構造であること。
- (5) その他、市長が必要と認める要件を満たすこと。

3 市長は、第 1 項の申請を受理したときは、前条及び前項に定める事項について調査を行うものとする。

4 共同住宅の所有者等は、敷地内収集を行うごみステーション周辺（敷地内道路を含む。）に他の車両が駐車することのないよう対策を講じるとともに、収集作業に支障がある障害物を除去するものとする。

5 市長は、第 3 項の調査により敷地内収集を認めるときは、共同住宅敷地内収集承認通知書（様式第 6 号）によって、敷地内収集を認めないときには共同住宅敷地内収集却下通知書（様式第 7 号）によって、申請者に通知するものとする。

第 5 章 雑則

(委任)

第 19 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

(帯広市共同住宅ごみステーションの設置及び管理に関する指導要領の廃止)

2 帯広市共同住宅ごみステーションの設置及び管理に関する指導要領は、廃止する。

共同住宅ごみステーション設置計画書（新築）

年 月 日

帯広市長

様

建築主 住所
氏名（会社名）
電話 （ ）

帯広市ごみステーションの設置及び清潔保持に関する要綱第13条第3項の規定に基づき、下記のとおり協議します。

建築物関係	名称		住戸数	戸
	所在地	帯広市		
	用途	<input type="checkbox"/> 分譲 <input type="checkbox"/> 賃貸		
ごみステーション関係	設置位置	・配置図○印のとおり（ ） ・ごみ収集時に収集車の敷地内進入を <input type="checkbox"/> 要する <input type="checkbox"/> 要しない		
	形状・付属物	<input type="checkbox"/> 箱型：幅 cm 奥行 cm 高さ cm <input type="checkbox"/> その他：（ ）		
	特記事項	<input type="checkbox"/> 近隣住民への説明		
代理者	住所			
	氏名（会社名）			
	担当者名			
	電話	（ ）		
※ 受付欄		※ 処理欄		
●受付番号				

- ・添付書類：付近見取図、配置図（敷地平面図に建築物及びごみステーション位置を記載したもの）
- ・□内には、該当する場合にレ点を記入してください。
- ・※欄は、帯広市使用欄ですので記入しないでください。

共同住宅ごみステーション設置計画書（既存）

年 月 日

帯広市長

様

所有者 住所
氏名（会社名）
電話 （ ）

帯広市ごみステーションの設置及び清潔保持に関する要綱第13条第4項の規定に基づき、下記のとおり協議します。

建築物関係	名称		住戸数	戸
	所在地	帯広市		
	用途	<input type="checkbox"/> 分譲 <input type="checkbox"/> 賃貸		
ごみステーション関係	設置位置	・配置図○印のとおり（ ） ・ごみ収集時に収集車の敷地内進入を <input type="checkbox"/> 要する <input type="checkbox"/> 要しない		
	形状・付属物	<input type="checkbox"/> 箱型：幅 cm 奥行 cm 高さ cm <input type="checkbox"/> その他：（ ）		
	特記事項	<input type="checkbox"/> 近隣住民への説明		
代理者	住所			
	氏名（会社名）			
	担当者名			
	電話	（ ）		
※ 受付欄		※ 処理欄		
●受付番号				

- ・添付書類：付近見取図、配置図（敷地平面図に建築物及びごみステーション位置を記載したもの）
- ・□内には、該当する場合にレ点を記入してください。
- ・※欄は、帯広市使用欄ですので記入しないでください。

共同住宅ごみ収集申込書 兼 管理責任者等通知書

年 月 日

帯広市長 様

所有者 住所
氏名（会社名）
電話 （ ）

帯広市ごみステーションの設置及び清潔保持に関する要綱第14条第1項の規定に基づき、下記のとおりごみステーションの利用開始日と管理者等について通知します。

ごみステーション設置 計画書の受付番号	
建築物の名称	住戸数 計 戸
建築物の所在地	帯広市
利用開始日	年 月 日 から
管理責任者に 関する事項	<input type="checkbox"/> 所有者に同じ <input type="checkbox"/> 管理会社 <input type="checkbox"/> 管理人 住所 氏名（会社名） 電話番号 （ ）
特記事項	
※ 受 付 欄	※ 処 理 欄

- ・□内には、該当する場合にレ点を記入してください。
- ・※欄は、帯広市使用欄ですので記入しないでください。
- ・利用開始日の2週間前までに提出してください。

ごみステーション管理者等変更通知書

年 月 日

帯広市長 様

所有者 住所
氏名（会社名）
電話 （ ）

帯広市ごみステーションの設置及び清潔保持に関する要綱第14条第3項の規定に基づき、下記のとおり共同住宅の所有者等について通知します。

通知事項	<input type="checkbox"/> 共同住宅名称の変更 <input type="checkbox"/> 所有者の変更 <input type="checkbox"/> 管理責任者の変更
建築物の名称	住戸数 計 戸
建築物の所在地	帯広市
管理責任者 に関する事項	<input type="checkbox"/> 所有者に同じ <input type="checkbox"/> 管理会社 <input type="checkbox"/> 管理人 住所 氏名（会社名） 電話番号 （ ）
特記事項	
※ 受 付 欄	※ 処 理 欄

- ・□内には、該当する場合にレ点を記入してください。
- ・※欄は、帯広市使用欄ですので記入しないでください。

年 月 日

帯広市長

様

住所

氏名 (会社名)

電話 ()

共同住宅敷地内収集申請書

帯広市ごみステーションの設置及び清潔保持に関する要綱第 18 条第 1 項の規定に基づき、下記共同住宅の敷地内でのごみ収集を申請します。

記

共同住宅の名称	
所在地	帯広市
住戸数	戸
特記事項	<input type="checkbox"/> 帯広市ごみステーションの設置及び清潔保持に関する要綱第 18 条第 2 項の要件を満たしています。

・ 内には、該当する場合にレ点を記入してください。

※ 受付欄	※ 処理欄

・ ※欄は、帯広市使用欄ですので記入しないでください。

様

帯広市長

共同住宅敷地内収集承認通知書

年 月 日付で申請のありました共同住宅敷地内でのごみ収集について、
下記のとおり承認することといたしましたので通知します。

記

共同住宅の名称	
所在地	帯広市
敷地内収集開始日	年 月 日から
収集に際しての注意事項	
① ごみステーションの清掃など清潔の保持は管理者の責任において行ってください。 ② 通常の収集作業によって生じる敷地内通路等の損傷は申請者の責任で修復してください。 ③ 収集日にはごみステーション付近や通路に駐車車両のないように配慮してください。 ④ 積雪時は収集場所や通路の除排雪を行い、収集作業に支障がない幅員を確保してください。 ⑤ 所有者、管理責任者等に変更があった場合は清掃事業課へ連絡してください。 ⑥ 敷地内収集の要件が満たされず、収集作業の安全を確保できなくなった場合は敷地内収集を中止することがあります。	

帯 第 号
年 月 日

様

帯広市長

共同住宅敷地内収集却下通知書

年 月 日付で申請のありました共同住宅敷地内でのごみ収集について、
下記の事由により却下いたしますので通知します。

記

共同住宅の名称	
所在地	帯広市
却下理由	